

保護者各位

地域子育て支援課

小学校臨時休業に伴う 4 月の臨時放課後ルームの受付について

日頃より、保護者の皆様方には放課後ルーム事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス蔓延防止のため、4 月 10 日（金）以降小学校が臨時休業となったことに伴い、下記の通り臨時放課後ルームの受付を開始することにいたしました。保護者が就労等の理由により、家庭で監護できないことが要件となります。

つきましては、ご希望がある保護者の方につきましては、下記をご確認のうえご申請いただきますようお願い申し上げます。

記

対象児童	申請時点で船橋市に住民登録がある児童
対象期間	令和 2 年 4 月 10 日（金）～令和 2 年 5 月 2 日（土）（日曜・祝日はお休みです）
利用時間	8 時から 19 時まで
対象要件	保護者が以下のような理由により、家庭で子どもだけになってしまう児童

- ① 就労のため（日曜日を除き、週 3 日以上又は月 12 日以上の勤務があること）
- ② 出産のため（出産月をはさんで前後 2 か月間）
- ③ 病気や家族の介護
- ④ 就学のため（就労と同様の日数があること）

提出書類 「申請書（臨時入所用）」「就労状況申立書又は就労以外の状況申立書」
「出席予定表」

なお、申請書類は船橋市HP

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/005/p078193.html>

でダウンロードしてご記入ください。※申請窓口でも配布いたします。

【今回初めてご申請をされる方】

後日、追加で「就労証明書等」の提出が必要となります。

【令和 2 年 3 月に臨時放課後ルームをご利用されていた方】

後日、追加で「就労証明書等」の提出が必要となります（※3 月分として提出済みの方を除く）。

【令和 2 年 4 月からの放課後ルームをご申請（※臨時放課後ルームを除く）されている方のうち、待機となっている方】

※「申請書（臨時入所用）」「出席予定表」の提出をお願いします。「就労状況申立書又は就労以外の状況申立書」および、後日の「追加提出書類（就労証明書等）」は必要ありません。
(裏面に続く)

利用料 6,000円（4月分 5,400円、5月分 600円）

生活保護を受けている世帯等は減免措置がありますので、詳しくはお問い合わせください。後日、納付書をご郵送いたします。なお、ご利用日数が少ない場合でも、同じ金額をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

※3月の臨時放課後ルームにつきましては、国庫補助の活用により、利用料を無料としましたが、今回4月10日以降の臨時放課後ルームの料金につきましては、国庫補助の対象となるかどうかは未定です。

申請方法 ◎4月7日（火）について

- ・船橋市内児童ホーム（21か所）へ持参（13時～20時まで受付）
- ・地域子育て支援課持参（9時～17時まで）、メール・FAX（13時～終日）
※番号等は下記、**お問い合わせ**をご参照ください。

◎4月8日（水）について

- ・船橋市内児童ホーム（21か所）へ持参（9時～20時まで受付）
- ・地域子育て支援課持参（9時～17時まで）、メール・FAX（9時～終日）
※番号等は下記、**お問い合わせ**をご参照ください。

◎4月9日（木）以降について

- ・地域子育て支援課へ持参、メール及びFAX（平日9時～17時まで受付）
※番号等は下記、**お問い合わせ**をご参照ください。
※ご利用希望日の前日の17時までに申請が必要です。
※土曜日、日曜日、祝日や平日17時を過ぎてのメールやFAXはその翌日の受理となり、翌々日からの利用許可となりますのでご注意ください。

利用について 各種ご利用についてのご案内は、船橋市HP

（<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/005/p078193.html>）に掲載しております。ご利用の方は必ずご確認をお願い申し上げます。

（「保護者の方へ」「健康観察カード」「臨時放課後ルーム開所場所一覧」

「船っ子教室連絡先一覧（臨時放課後ルーム）」「放課後ルーム一覧表」参照）

その他

児童や職員に発症が確認された場合等は放課後ルームも休所となることがあります。また、蔓延防止のため、ご家庭で監護できる場合はご利用を控えていただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 平日9時～17時 地域子育て支援課

T E L 047-436-2318 F A X 047-436-3416 E-mail jidoikusei@city.funabashi.lg.jp